

## 警 備 業 者 行 政 処 分 簿

被 処 分 者	認 定 の 番 号	和歌山県公安委員会 第65000279号
	氏 名 又 は 名 称	株式会社クリーンテック
	代 表 者 の 氏 名	久保 伊代
	主たる営業所の所在地	和歌山市三番丁54番
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社クリーンテック 和歌山市三番丁54番
処 分 年 月 日	令和7年5月15日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	(処分理由) 株式会社クリーンテックは、警備業法及び警備業法施行規則に定める教育を怠り、また、営業所ごとに備えて必要な事項を記載しなければならない書類に虚偽の記載をしたもの (根拠法令) 警備業法第21条第2項、第45条及び第49条第1項 警備業法施行規則第38条第4項から第6項まで並びに第66条第1項第1号及び第6号	
処分を行った公安委員会	和歌山県公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令又は指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。